（研究企画部の所掌事務）

**第三百三十八条**　研究企画部は、火災災害調査部及び技術研究部の所掌事務に関する企画及び立案、消防本部その他の関係機関との調整、評価並びに成果の普及に関する事務をつかさどる。

附則第十一条を次のように改める。

**第十一条**　削除

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室の所掌事務の特例）

**第十二条の二**　自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室は、第二十五条第四項各号に掲げる事務のほか、平成二十九年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地方公務員の勤務成績の評定（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四十条第一項に規定する勤務成績の評定をいう。第二号において同じ。）に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　地方公共団体の職員の勤務成績の評定に関する行政に対する協力及び技術的助言に関すること。

附則第十五条の三を次のように改める。

（恩給審理官の職務の特例）

**第十五条の三**　恩給審理官は、第七十五条第十一項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　国会議員互助年金等に関する審査請求及び訴訟に関すること。

二　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる恩給及び国会議員互助年金等に関する異議申立てに関すること。

附則第十五条の五を削る。

附則第十五条の六中「第七十五条第十四項各号」を「第七十五条第十三項各号」に改め、同条を附則第十五条の五とする。

附則第十五条の七中「第七十五条第十五項」を「第七十五条第十四項」に改め、同条を附則第十五条の六とする。

附則第十五条の八を附則第十五条の七とする。

**附　則**

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

## ○総務省令第四十四号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三十八条の二第三項、第六十八条第三項（同法第六十九条第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第八項、第百四十四条の三十三第一項第一号及び第二号並びに第百四十六条並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

**第一条**　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「若しくは「連合会役職員」を「「連合会役職員」若しくは「任意継続組合員」に改め、「第二項」の下に「若しくは第百四十四条の二第二項」を加え、「若しくは連合会役職員」を「、連合会役職員若しくは任意継続組合員」に改める。

第二条の五の三を第二条の五の五とし、第二条の五の二を第二条の五の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（出産手当金の額の算定）

**第二条の五の四**　第二条の五第一項から第三項までの規定は、出産手当金の額の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「第六十八条第五項」とあるのは「第六十九条第三項」と、「同条第二項」とあり、及び「同項」とあるのは「法第六十九条第二項において準用する法第六十八条第二項」と、同条第二項中「法第六十八条第二項」とあり、及び「同項」とあるのは「法第六十九条第二項において準用する法第六十八条第二項」と、同条第三項中「法第六十八条第二項」とあり、及び「同項」とあるのは「法第六十九条第二項において準用する法第六十八条第二項（第二条の五の四において準用する第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

第二条の五第一項中「第六十八条第四項」を「第六十八条第六項」に改め、「同項に規定する」の下に「者の受けるべき」を、「障害厚生年金の額」の下に「（当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）」を加え、同条第二項中「第六十八条第六項」を「第六十八条第八項」に改め、「同項に規定する」の下に「者の受けるべき」を、「退職老齢年金給付の額」の下に「（当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額の合算額）」を加え、同条を第二条の五の二とする。

第二条の四の十二の次に次の一条を加える。

（傷病手当金の額の算定）

**第二条の五**　組合員（任意継続組合員を除く。次項において同じ。）の資格を喪失した日以後に法第六十八条第五項の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、同条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「組合員（任意継続組合員を除く。）の資格を喪失した日の前日」と、「組合員が現に属する」とあるのは「組合員であつた者（任意継続組合員を除く。）が同日において属していた」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　法第六十八条第二項に規定する標準報酬の月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において組合員が現に属する組合の任意継続組合員である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬の月額を含むものとする。

3　法第六十八条第二項に規定する標準報酬の月額について、同一の月において二以上の標準報酬の月額が定められている月があるときは、当該月の標準報酬の月額は直近のもの（同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限る。）とする。

4　傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第六十八条第二項の規定により算定される額のいずれか多い額を支給する。

第二条の十一を削る。

第二条の十を第二条の十一とし、第二条の九の次に次の一条を加える。

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

**第二条の十**　法第百四十四条の三十三第一項第一号の総務省令で定める短期給付は、法第五十三条第一項に規定する短期給付のうち、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費及び家族出産費とする。

2　法第百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一　法第五十三条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務